

【 会 議 録 】（概要）

日時： 令和2年（2020年）7月9日（木） 午後1時30分～3時30分

会議名	令和2年度（2020年度） 第1回越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会	
場 所	本庁舎5階 第3委員会室	
議 題	<p>(1) 指定管理者の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について <p>(2) 指定期間満了に伴う施設の指定管理者について</p>	
	令和2年度に指定期間が満了する施設	施設所管部
	<ul style="list-style-type: none"> 中央市民会館 北部市民会館 赤山交流館 大沢北交流館 蒲生交流館 南部交流館 大袋北交流館 桜井交流館 南越谷交流館 	市民協働部
	<ul style="list-style-type: none"> 障害者福祉センターこぼと館 障害者就労訓練施設しらこぼと 	福祉部
	<ul style="list-style-type: none"> 花田苑 キャンベルタウン野鳥の森 	都市整備部
<ul style="list-style-type: none"> 越谷コミュニテイセンター 日本文化伝承の館こしがや能楽堂 総合体育館 市民球場 総合公園多目的運動場 総合公園庭球場 しらこぼと運動公園競技場 しらこぼと運動公園第2競技場 しらこぼと運動公園野球場 しらこぼと運動公園庭球場 しらこぼと運動公園ソフトボール場 弓道場 	教育総務部	

出席者	<p>【委員】 菊池会長、村上副会長、高橋委員、長野委員、菅沼委員（5名）</p> <p>【施設所管部職員】 （市長公室） 綿引入権・男女共同参画推進課調整幹</p> <p>（市民協働部） 野沢市民活動支援課長、豊田市民課長</p> <p>（福祉部） 福祉部副参事(兼)福岡障害福祉課長、関福祉推進課長</p> <p>（都市整備部） 牟田市街地整備課長、冨田公園緑地課長</p> <p>（教育総務部） 木村生涯学習課長、八木下スポーツ振興課長（9名）</p> <p>【事務局】 徳沢政策担当部長、 関根公共施設マネジメント推進課長、 堤公共施設マネジメント推進課副課長、 高木公共施設マネジメント推進課技師、 梅津公共施設マネジメント推進課主事（5名）</p>
資料等	別添のとおり
内 容	会議録（要旨）のとおり
<p>●決定事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の評価については、意見なしとする。 ・指定期間満了に伴う指定管理者については、意見なしとする。 	

会議録（要旨）

司会：公共施設マネジメント推進課 関根課長

1 開会

2 会長あいさつ

- ・菊池会長から開会の挨拶

3 委員紹介及び職員紹介

- ・司会から委員の紹介及び市出席者の紹介を行った。

4 議事

（1）指定管理者の評価について

令和元年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について

- ・【資料1】「令和元年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表【総括版】」に基づき、事務局から指定管理者の評価及び評価方法等について説明した。

<質疑・応答>

（菊池会長） 決算額で、ほとんど全ての施設で収支が取れているかと思うが、今回の新型コロナウイルスの影響で3月は稼働していない施設が多かった中で、収支がうまく取れた要因があれば教えていただきたい。

（事務局） 実際に施設の利用を完全に停止したのは3月の下旬の数日間である。したがって、閉館の前までは市民の利用もあり通常どおりの運営が行われていたため決算額に変化は見られなかった。4月に緊急事態宣言が発令されたことから、今年度の利用者はかなり少なくなると考えている。

（高橋委員） 全体的な見解としては、評価表は、おおむね妥当だと思うが、年々説明で評価の内容や自己評価、所管課の評価を含めて、具体化されているので、どういう活動をしたのかというのは、この表ですごくよく分かるようになったという印象を受けている。評価点が1点から3点で、協定書の内容が満たされていると2点で、特筆すべきことがあれば3点ということで評価しているが、特筆すべきものがあれば何が特筆すべき事項だったのか、なるべく評価表に書いてくださいというお願いをさせていただいて、結構書かれているなどと思う。なので、評価点自体には、

異論はない。しかしながら、具体的に仕様書でどこまで求めているかがこの評価表からは分からないので、どうしても記述に前年比より増えましたが、減りましたというところでとどまっている。例えば仕様で求められている水準を達しているのか達していないのか、当然ながらよりよい住民サービスを提供するためには、前年水準でいいものもあれば、さらに増やしていきたいものもあるし、とは言いながらもどうしてもそれこそ外部的な要因があって増やせないものもあると思う。なので、目標値とか計画値はどこに置いているのか、それに対して実績がどうだったのかという視点も非常に大事だと思う。評価表のつくりの部分で制約条件として計画値や目標値がないので、その評価は非常にしにくい。むしろ目標値や計画値に対して特筆すべき事項があったのか、なかったのか、が評価する基準になると思う。なので、全体的に水準としては評価点に異論はないが、個々に見ていくと、それは本当に特筆すべき事項だったのか、むしろ2点とついているものが特筆すべき事項に当たるのではないのか、と読める部分もあり、我々はこの評価表だけで判断をしていかなければならない部分があるので、今後、より改善していく視点として、できれば計画値等が入ればいいが、そうすると今度は評価表が複雑化し、そこもまた一長一短あるかと思うが、引き続き指定管理者制度の所管課で検討していただきたい。指標が載っていないくとも、前年比こうだった、それから目標値、計画値に対してどうだったかという評価をしていただき、ここがすごくよかった。だから、新しい自主事業も施設によっては多種多様にできる部分と、そんなにバリエーションできない部分というのも恐らくあると思うので、その施設に見合ったもの、それからその施設で最終的に何を創出したいか。にぎわいを創りたいとか、利用者は多いが実はリピーターがすごく多くて、裾野はあまり広がっていないということも実態としてあるかもしれないので、そういう新規顧客の開拓が目標なのであれば、そこを成果として見ていかなければいけないので、そういう目線でぜひ評価をして、今後また評価をしていただけたらなと思う。

今回コロナの影響で市民が自粛モードに入っていた。そういう面では利用者が減ったのかなという印象があるが、施設の閉館数は少なく、善戦していたのかなという、総体的な感じで見せていただいた。

今後の改善点と要望としては、前年比較だけではなく、もちろんコロナの要因であれば、コロナの影響でこのぐらい人数減りました、と具体

的な数字をもって示してあれば分かりやすいし、評価もしやすい。なるべく数字で把握していただけたらと思う。

また、前年比増えたとしても、それが今年目標に達していたのかどうだったのか。目標値が必ずしも上にあるとは限らないので、どうしても減ってしまう、減少傾向にある中でも、ここまで抑えたいという目標もあると思うので、そういったものに対してどうだったかという評価をしていただけたらと思う。

(長野委員) 公の施設ということで、基本的には市が建設し、指定管理者が管理運営するという構図だと理解しているが、例えば野球場だが、施設の経費削減に努めた施設の整備を行うことを期待します、と書いてあって、整備は市なのではないかと。整備したものを箱物として管理運営任せるはずなのに、なぜ施設を整備することまで努めてもらいたいということになるのか疑問がある。市が整備したものを、指定管理者が効率的に管理してもらうための制度が指定管理者のはずだが、PFI事業のような評価コメントになっている。

(事務局) 高橋委員から評価の視点について提案が出たが、計画値等を明確にしたほうがいい、まさにそのとおりだと思う。ただ施設ごとに特性があるので、できる限り検討したいと思う。

長野委員からのお尋ねについては、確かに施設整備に関しては市の公有財産ということで、当然整備は市が行うものである。ただし、指定管理者も委託料の範囲内で修繕を行っていることから、このような表現になっている。しかしながら、言葉の使い方として、それが適切なのか、何をもって整備なのかということについては、長野委員の指摘のとおりだと思う。表現方法について、次回そういったことについても十分考慮しながら、この評価表については、つくり込んでいけたらと思う。

(菊池会長) 皆様からご意見、ご質問等ありましたが、今後の改善点というのは、お示しいただいたというところで、今年度の評価表については、大きな修正点はなしということで、当審査会としましては、本件に対し、意見なしということでよろしいでしょうか。

【決定事項】

- ・ 今回の指定管理者の評価については、意見なしとする。

(2) 指定期間満了に伴う施設の指定管理者について

- ・【資料2】に基づき、令和2年度で指定期間が満了となる中央市民会館、北部市民会館、赤山交流館、大沢北交流館、蒲生交流館、南部交流館、大袋北交流館、桜井交流館、南越谷交流館における指定管理者の更新について、市民協働部から説明した。

<質疑・応答>

(高橋委員) 従来からこういった形で中央市民会館は公募、その他の会館は随意指定の形で計画しているようだが、先ほどの評価の話で、評価表の中で活動の実績を拝見させていただく中で、中央市民会館は、比較的いろいろな活動をしていて、いろいろな自主事業をし、評価表4ページで、自主事業で好評いただいているようなイベントを行うことで、非常にいろいろ市民活動の活性化みたいところに寄与していただいているというのが、よく見て取れる。一方で、それ以外の施設では、各地域の運営協議会で地元の方たちが協力して運営に携わっているということが非常に意義が深いと思うが、一方で、評価表ベースで拝見すると、活動の具体性が見えなくて、どうも館の管理、維持管理が中心になっているような感じがする。所管課としてどう考えているのか。

また、地元の方に協働していただくというのは、すごく重要な意義の深いものだと思うので、そこはぜひ続けていただきたいと思いつつ、協議会に直接委託をするのがいいのかというのは、何か応募の検討、例えば福祉事業をやるというのは、いろいろな企画があって、こんなのをやったらどうかとか、それこそ各地域に館があるわけですから、同じ企画者がいれば、連携した動きによって人の流れやにぎわいを創ったり、地域の特徴をほかの地域の人に理解してもらおう。いろいろな工夫の余地があるかと思うが、実際に地域の協議会に委託していく中で、そういう活動が行われているのかどうか。市民会館や交流館を置くことによる住民への効果をどうつくり出していくかというときに非常に重要になってくると思う。地元の方にも積極的にその活動に参加していただく。それが協議会で直接委託すると、全体的なコーディネート機能を持つ企画者がいて、そこに協議会に関わるような方にも参加できるような形がないのかと思い、その辺は所管課のほうで検討しているのであれば教えていただきたい。

(市民協働部) まず1点目についての所管の考え方は、先ほどご指摘いただいた

中央市民会館については、様々な自主事業を指定管理者側でしっかり企画立案し、それを具現化する形で大変好評をいただいている。一方で、その他の運営協議会方式の施設は、北部市民会館については、13地区のうち4つの地区が北部市民会館の運営協議会に携わっている。その中で大袋地区に施設が所在していることから、大袋地区センターとタイアップし、自主事業として文化祭を開催させていただいた。この経過としては、大袋地区の文化祭の実行委員の方々が、ぜひ北部市民会館でやりたいというようなお声があり、それが運営協議会に話が上がり、そしてこういう形で具現化したという形である。今後は、この北部市民会館等の利用については、地元の声をしっかりと聞ける体制というのは、やはりその運営協議会の強みと考えているので、その声をしっかり形にできるような運営協議会の在り方というものを所管課として考えていきたい。

また、交流館については、なかなか自主事業ができていない部分があるが、年に1回、文化祭のようなフェスティバルを交流館が主体となってやっていただいているが、これもやはり地元の自治会の協力であったり、関係団体の協力をいただいた上で盛大に開催をさせていただいているというものなので、この交流館の運営についても、やはり地元の声をよく反映できる仕組みがこの協議会の方式であると考えている。

次に、今後コーディネート機能のような形でうまく対応できないかということについては、定例として、各交流館の運営協議会の会長に年に2回ほどお集まりをいただいて、情報交換の場を持たせていただいている。その際に、各交流館での取り組みや、ほかと連携してできないかというようなお話も出ている中で、さらに別枠でコーディネートしていくという考え方でなく、やはり所管課の私どものほうでしっかり情報共有を行い、また、環境整備というところでご支援をさせていただければ、より効果的な運営が可能であるものと考えている。

(長野委員) 随意指定する施設に当たっては、市としてどの要求水準を求めるか。はっきり言うと箱物はしっかり貸出していればよいのか。質問としては、どの数字を求めますかということで、こういった地元施設を運営協議会に指定するような方式は日本全国に見られることなので、形態としては珍しいことではないという理解はしている。

しかし一方で、そういう運営組織自体をどう評価していくかについては、いろいろ自治体が工夫しているというのも理解している。自治体独自の評価委員会を設置するとか、そうではないところもあるが、市としてはどのようにベンチマーキングしていくのか疑問に思う。

もう一点は、5年後どうなっているかと考えるときに、認可地縁団体の法律が変わる動向があるので、そうすると認可地縁団体の法律が変わることを見越して、今回の指定においては、そこを無視してしまっているのかなというのがあります。町内会が法人格を持ち採算管理できる枠組みがもっと規制緩和されていくということになっているようです。今後5年間で完全に移行する可能性もあると考えたときに、このままの経過でいいのかという疑問があり、認可地縁団体の法制の改正の動向は、どのように考えているか教えていただきたい。

(市民協働部) 1点目の評価という点について、北部市民会館並びに交流館については、自主事業が若干弱いところであり、地域の活性化に資するという点においては、多くの人に使っていただきたいということが私どもの考え方になる。さらには、そういった規定を利用、促進するような自主事業の実施、これも併せて行っていただきたいということで、特に施設の老朽化に伴い、なかなか利用者数が増えていないという状況で、その辺もしっかりと周知、さらには魅力ある事業展開をして、この交流館や北部市民会館を皆さんに知っていただくということをしっかりと指定管理者にもやっていただいて、利用者の増加につなげるという形態が望ましいと所管課として考えている。

次に、認可地縁団体については、協議会組織だと、まず認可地縁団体ということは、自治会の枠組みを超えて、というところかもしれないが、具体的な認可地縁団体の規制緩和がどこまでの範囲なのかというところが現状把握していないので、自治会の認可地縁団体という体で行けば、この協議会は協議会の中に自治会の方も参加していただいているような状況なので、その辺も協議会を今後運営していく中で、法制度のほうも改正等を見据えて、その辺は協議をさせていただく必要はあると思うが、現状は、その具体的な内容は分からないので、この5年間は協議会に運営を委ねたいと考えている。

(長野委員) 例えば、協議会組織をNPO法人化に持っていくような、そういうシナリオを描いている自治体もあるので、市としてどこを狙うか、あるいは武蔵野市のように評価委員会をつくって、そこで随意指定で行くが、モニタリングは市民が市民をモニタリングするような、いろいろ選択肢があると思う。その中で越谷市の方針、現在提案されているものがベストフィットなのか。今後の5年間で決まってしまうので、各種市民活動の支援の計画、施策の方向性を持っていたときに、そこを照らし合わせて矛盾がないのであればいいが、何か不便な点が発生してしまうと、指定のタイミングで軌道修正をかけたほうがいいので、かねてから思っていたものを質問した。

(事務局) 市として地元の協議会に指定管理をしてもらうということについて、越谷市の弱いところが、いわゆるエリアマネジメントになる。そういった団体がなかなか出てこない。協議会で地元のエリアマネジメントをやっていただくのが私どもとしては理想だが、そういった人たちを育てるといふ部分も難しいところである。したがって、ベンチマーキング的なものは、難しい。協議会が将来的に法改正で発展していく、さらには多くの人たちに施設を利用していただく機会を模索しているところだが、なかなか社会的には難しい。

(菊池会長) 認可地縁団体の法改正は5年のうちに行われてしまうのか。

(長野委員) 地方制度調査会の提言を読むと、基本的には規制を緩和して、今までは町内会組織だけだったものが、地べたベースではない団体でも法人格を取りやすいようにし、延長線としては、地方創生のいろいろな取り組みに携わってもらおうという方法で、エリアマネジメントという言葉がしっくり来ると思うが、それを担うための組織や法人格が必要なのだが、現状それを取りやすくする仕組みはないので、変えていこうという動きである。

(事務局) 提言の中で、公共施設の分野の一つとしての方策で含まれていたように聞いている。法改正がいつ行われるのか分からないが、我々も重視をしてやらなければいけないというのは、政府の方針としてはあるが、今のところはまだ難しいと思う。

【決定事項】

- ・市民協働部が所管する施設の指定期間満了に伴う指定管理者については、意見なしとする。

- ・【資料2】に基づき、令和2年度で指定期間が満了となる障害者福祉センターこぼと館、障害者就労訓練施設しらこぼとにおける指定管理者の更新について、福祉部から説明した。

<質疑・応答>

(高橋委員) 施設の目的というところからすると、利用者との信頼関係は、特に非常に大事な施設だと思う。ほかに担い手があるのかどうかというのも気にはなるが、越谷市の中での社会福祉の部分を担っていただいている団体だと思うので、良いのではないか。

(長野委員) 仕様書に書いてあるメニューだけ見れば、民間の福祉事業者でも可能であるという印象を受ける。あるいは複数施設の運営に関わっている事業者はあるので、この設定しているメニューだけを見れば、それを担う事業者は東京、埼玉というこのエリアであれば、恐らく民間事業者の営利組織であれば参入できるだろうと思う。問題はその市の社会福祉の、あるいは地域福祉機能と、そういうレベルでの政策コントロールはどうなのかなというところで、市の政策的な社会福祉協議会を担う代表がいいのかどうかというのは、悩むところである。障害をお持ちの方の訓練指導ということだけなら、競争入札にかけても、ある種、問題ないかなという感じはする。それ以外の政策の位置づけ等もあるので、総合的判断かとは思ふ。

(福祉部) 仕様書の個別のメニュー、障害福祉サービスのメニューだけを捉えると、長野委員のご指摘のとおり、事業所は、市内各所にある。ただ、それぞれの事業を個別に切り出して委託するのではなく、一括して、シームレスで運用しているのが現状である。職員の規模、定員で60名だが、職員で30名。以前からずっと続けているということもあり、信頼関係、館の管理も含めて、それを一括して、また仕様書に示されているもの以外の相談事業、もろもろの事業も含めて一体的に運営をする場合、民間の事業者には打診したことがあるが、5年間という期限もあり、なかなか手が挙げづらいというような話もいただいている。

また、単純に障害福祉サービスの事業だけをやっているわけではなく、市の就労訓練施設のセンターとして機能させていただいているところもあり、就労を含め、事業所、もろもろあるが、そういったところを集めての会議、交流会、事業所ができないような事業、アセスメント事業、そういったものをしらこぼとに一括して受けさ

せ、それを各事業者にフィードバック、フィードバックした内容に基づいて各事業所のほうで、またそれぞれの利用者に対してメニューを進めていくというような形も取っている。そういったことを考えると、現状の社会福祉協議会に引き続き随意指定したほうが良いというのが総合的な判断となった。

(長野委員) 説明は分かるが、仕様書の範囲外の部分を考慮してくださいということになると、責任を持って評価できない。

(高橋委員) 仕様書のつくりを、お互い長年の付き合いの中で、信頼関係を築き、実績を上げてきたのはよく分かるが、仕様書だけ見ていけば箱物管理みたいな感じになっている。これはこちらの館に限らず、やはり定型化し、日本の行政の中での仕様書のつくり方というのは、性善説で成り立っている世界であり、行間を読んでという感じで、お互い信頼性の中で成り立っている事業ではあるが、やはりこれはアメリカのような社会になった途端に、契約社会なので、こんなの仕様書に書いていないではないか、と言われた瞬間にもう終わってしまう。だから、少なくともどういう成果を求めているのか。そんなに、箸の上げ下げまで縛る必要はないと思うが、例えばその利用者が機能回復を図るために、このぐらいの規模感の利用者がいらっしゃって、それをその方たちが安心して通えるような環境をつくるであるとか、住民との交流を図るとか、定量的なものもあれば定性的なものもあると思うが、今回の指定管理の委託の中で、箱を管理するのは当然だし、サービスを提供するのも当然だが、そこに越谷市として目指したい成果とは何なのというのはやはり書いていただく必要があると思う。そうしないと、誰でもできるのではないかと思われてしまいかねないが、それは所管課としても求めていなくて、それは最低水準であり、今まで培ってきたものをよりよくし、その水準を維持向上してほしいという思いがあるので、そこを分かるようにしていかないと、この状態が続けばいいが、今後社会が変わっていく中で、新しい担い手を求めていくときに、どこまでの水準を求めるのかというのは、この仕様書では読めないもので、そういうのもしっかき資料に落としていくということは必要だなと思う。

ちなみに、今後具体的な仕様は詰めるのですか。

(福祉部) メニューについては、現状の進捗等もあるので、その中でちゃんと話をしながら詰めていく。また、その年によって状況が変わるの

で、その辺も勘案しながら進める形になる。その前段で、ある程度の仕様については、ほぼ決めてしまうが、例えば研修会に参加、そういうものについても、確実にそこまではしてくれとか、市の都合で変わる場合もあるので、それは盛り込みつつ一定の成果が得られるような形でお願いしている。

(長野委員) 今の説明だと、結局仕様書の中で飲み込んでくれというようなことになる。これ以外にもこれもやってほしいから、そのコストをこっちのほうでカバーしますからというような、そういうようなことになってしまっている。

(高橋委員) 先ほどの質問をしたときに、これは基本的な仕様書だが、具体的に何をどこまで求められるかというのは、実際に進める中で、明らかになるのかなと理解したので、そこはそれでお互いに求めるものを求められるものは、そこで明確になるのかなということで理解はさせていただいた。

【決定事項】

- ・福祉部が所管する施設の指定期間満了に伴う指定管理者については、意見なしとする。

- ・【資料2】に基づき、令和2年度で指定期間が満了となる花田苑、キャンベルタウン野鳥の森における指定管理者の更新について、都市整備部から説明した。

＜質疑・応答＞

(長野委員) 公募することについて異論はない。仕様について、公園のセクションだけが担う話なのか、市のプロモーションのような要素がかなり出てくるような案件かなという気がしていて、テレビ局やマスメディアの対応という仕様書が原案の中に入っていて、取材が来たら対応するというのは、あるのだろうと思うが、越谷市が持っている資産として積極的に市外にPRするというような機能があると思う。シティープロモーション的な話なので、共同所管のような感じなのか。

(事務局) 特に花田苑は、シティープロモーションとしては非常に越谷市の中でも貴重な資源であり、ただ、これに関しましては、全市横断的なセクションが観光課であり、また広報広聴課でも行っている。私どもとしても市全体でシティープロモーションを進めていくという方針である。ただし、それ

を指定管理者には求めている。

(長野委員) もちろんお金との相談なので、高い金額を設定してそのプロモーションまで委託するのはあり得ない話ではないと思い質問した。

【決定事項】

・都市整備部が所管する施設の指定期間満了に伴う指定管理者については、意見なしとする。

・【資料2】に基づき、令和2年度で指定期間が満了となる越谷コミュニテイセンター、日本文化伝承の館こしがや能楽堂、総合体育館、市民球場、総合公園多目的運動場、総合公園庭球場、しらこぼと運動公園競技場、しらこぼと運動公園第2競技場、しらこぼと運動公園野球場、しらこぼと運動公園庭球場、しらこぼと運動公園ソフトボール場、弓道場の更新について、教育総務部から説明した。

<質疑・応答>

(村上副会長) 弓道場だけを公募する理由は。

(教育総務部) 弓道場の管理については、施設も大きくないので、野球場と総合体育館、さらにしらこぼと運動公園競技場等については、体育施設が密集していて、一括管理が望ましいが、弓道場は単独で管理ができるということで、結果的に現状は公募で、施設管理公社が指定管理を行っているが、必ずしも施設管理公社がやらなくてはいけないという理由はないので、公募としている。

(高橋委員) 私は、すべて公募でいいのではないかと考えている。長年、施設の維持管理というのは、いろいろな方たちがノウハウを持っていらっしゃるんで、もちろん過去のその実績等を踏まえた高い評価というのがそれはあると思うが、ここでなければできないということはない。越谷市施設管理公社でなければ、できない業務があるのかという観点と、弓道場のように立地の遠い近いというだけで一括管理から外すメリットがないと思う。

(教育総務部) 指定管理者制度の包括外部監査でも随意指定施設について指摘があった。それに伴い、公共施設マネジメント推進課でつくったガイドラインには公募か随意指定を決定する際は、市が出資している法人であって、当該法人を指定することで施設の設置目的を効果的かつ効率的

に達成することができると思われる場合は、随意指定という選択ができる。今回、公募か随意指定かということで、越谷市の場合、随意指定のほうが体育施設についてはいいだろうという判断の一つとして、利用料金制度を導入していないこと、稼働率がそもそも満杯に近い状態、土日については、越谷市の体育協会、レクリエーション協会、各種スポーツ団体の大会等の日程を前年の2月に調整し、4月以降各種団体から事業計画にのっとして継続的に活動ができるよう、その調整も市が既にやっってしまった。その中で民間が体育施設を使って営利目的の事業をやろうと思っても、なかなか空きがない。そういう理由もあり、仮に随意指定から公募にしたことによって、手を挙げてくれる事業者さんがいるのかということで、民間に相談をしたが、なかなか難しいというという返答もあり、利用料金制度や、今の体育施設の空き状況、そういったものが改善されないうちは、民間が参入する具体的なメリットが見出せていない。

(高橋委員)

逆に言うと、施設の種類によっては、体育館だとほぼ稼働がいっぱい、何かそこで新しい事業ができないのではないかみたいなご懸念がある施設もあるという中で、であるならば、逆にこちらの所管課さんに限らず、予算の内訳がついていないのが非常に気持ち悪いのだが、どう積算したのかが分からない。その情報を次回はつけていただきたい。コスト削減や効率性の確保の余地というのは、民間企業がむしろあるかもしれない。だから、たくさん事業をやるというのも手段の一つだし、より効率的な運営を図るだろうし、何かもしかしたら気がつかない、目の行き届いたすごく細やかなサービスを施設管理公社ができているかもしれないし、ほかの民間ができるかもしれない。それをずっとやってきたから、任せたら安心というのものもあるかもしれないし、出資団体の、仕事を確保してあげるという、ちょっとミッションが実はあったのかもしれないが、やはりそういうのをちゃんと平場でもう一回確かめる、所管課として本当に今のサービス水準で一定程度の満足度はあったとしても、それが本当にベスト、できる限りの最もいい方法なのか、もっといい提案があるのではないか、まだ得られていない機会というものをきちんと探る機会というのは設けたほうがいいのではないかというふうに思う。今の説明を聞いている限りでは、それでは随意指定でなければという心証を得るにはまだ至っていない。

(長野委員) コミュニティセンターは施設なのか。単純な疑問で、ただ単に施設、単なる施設なのか。市におけるコミュニティセンターの役割は、単なる箱物ではないというのが私の理解だが、いかに魅力的にプロモーションできるかの能力のほうが問われるのではないかなというふうに思っている。ただ、市の行政計画上の位置づけとの関係があつて、そういうことを求めていることもある。例えば求める能力に合致した組織をお願いするという観点でこちらの公社をお願いするのが合致しているのであれば、そのとおりでいいと思うが、もうちょっと企画提案とかをしてもらいたいとも思う。その能力をチェックする機会があつてもいいのではないかと思う。

(教育総務部) コミュニティセンターにつきましては、市民の文化生活の向上に寄与するためということで、文化施設として設置させていただいているもので、大小のホール、展示のホール、また集会施設、実際この指定管理については、その施設の管理をお願いするとともに、文化的な事業を実施していただくことで、指定管理だけではなく、その文化活動も行つていただくということで、市民の文化活動、文化生活の向上に寄与していただくというような役割を担っていただいている。

(長野委員) そのコストが高いという印象がある。例えば、サントリー文化財団のような文化、芸術を提案します、展示ブースにしますとか、何を求めているのかなということを知りたい。

(教育総務部) 委託料の内訳としましては、施設の管理費、こちらが大変多く占めておりますので、その文化事業とかで実施していただくための経費としては、年間3,000万円の中で魅力のある事業を実施していただくということでお願いしている。

(高橋委員) 先ほどの説明で利用料金制度を採用していないとあつたが、利用料は発生しないのか。

(教育総務部) 指定管理者の収入になるようにはなっていない。使用料はすべて市の歳入となるので、使用料収入については指定管理者に工夫の余地はない。文化施設だと3,000万円の事業費をもらっている関係で、その中で例えばコンサートをやる。コンサートをやる中で、一部利用者から当然入場料、チケット販売の収入はあるが、それはあくまでも芸能人を呼ぶためにあくまでも事業費の補填分として徴収しているだけで、それについては、プラス・マイナスの収支を出していただいている。基本的には指定管理という形の中で基本的には自分たちで参加費

を取って、ある程度出た収益については、自己資金として何らかしらの財源に充てて運営をしているというような状況である。なので、使用料が年間何億とあるのは、全て越谷市の歳入になってしまう。コロナウイルスの影響で使用料収入が落ち込んでも指定管理者については、基本的にはリスクはない。越谷市の場合は指定管理者制度導入当初から、使用料収入はあくまでも越谷市の歳入としている。それは、指定管理者にリスク配分はしないというやり方で、民間が頑張れば売上げを上げて自分のところが儲かるから、市からそんなに委託料をもらわなくても頑張ってもらいますよという手の挙がり方が基本的には期待できないということである。

- (高橋委員) 指定管理者側にインセンティブがないという仕組みということか。
- (教育総務部) 現状はそのようになっている。
- (高橋委員) 仕組みの問題が引っ掛かる。手が挙がらない理由はそこにあるのではないかと思う。
- (菊池会長) これを踏まえ、公募と随意指定についてどう判断するか。
- (高橋委員) 私の意見は公募がいいと思うが、多分今聞いた仕組み上、手が挙がらないという、何か工夫の余地がないとは言えないと思うが。
- (菅沼委員) 管理費の設定の仕方に問題があるように感じる。これを見ると管理経費と収入と支出がほぼ一緒、余ることはほとんどない。増えてしまった場合は指定管理者の資産となる。そうなるらみんな工夫をしなくても取りあえずもらえるものはもらえるから、その枠内でできることしかやらないというのは競争性がない。だから、そういうやり方がいいのかどうかという問題になってくる。
- (高橋委員) 市としての基本的なスタンスとしては、なるべくコストをかけずにいいサービス分野を提供するシステムが基本かと理解しているが、そういうのを自発的に生み出させられるような仕組みになっていないと、なかなか受け手側のメリットがない。そういう意味では、工夫の余地はあるのではないかなという印象は受けた。
- (事務局) 考え方として、そもそも随意あるいは公募の前に、その辺は問題があると思う。今回25施設の更新で、全体での指定管理者を行っている施設が34施設あり、利用料金制度を導入しているのが、越谷駅東口駐車場だけである。それ以外のものについては、実際には採算性が取れない。市がある程度税金を考慮した管理ということになる。とりわけ先ほどコミュニティセンターの話もあったが、年間の管理費という

ことになる、5億円以上。一方で、使用料収入は1億円程度になる。そういった事情もあって、なかなか利益を生みにくいという構造的な問題もある。ただ、そうはいつでも何かそういった中でも見出せるインセンティブが働くような仕組みというのが考えられないのかという、決してそんなことはなく、やはり余地はある。なので、一旦先ほどご提案いただいたように、評価についても、施設の在り方とか運用の仕方というのは、ある意味ゼロベースとして考えていく、さらに検討を進めていく必要があるのかと私どもの認識としては持っている。一方で、公益財団法人の施設管理公社は、越谷市の100%出資した団体であることから、なかなか一気に進められない。ちょうど過渡期でもあるのかなという気はするが、そういった形を取らせていただいているというのが現状である。

(高橋委員) 採算性という観点で、本当に収益が上がるものだけではないので、本当に利益体質にすることは、もちろんできないと思う。税金を投入して住民サービスを提供する。その中でいかにコストも含めた効率性を確保しながらよいサービスができるのか。より住民活動を促進するようなことができるか。というところに本当の主眼があると思うので、そのために使用料がもう100%経費でカバーできなかつたとしても、少なくともその経費の足しになり、市の負担が減っていく、市の負担を減らせる中で、さらに自分たちが創意工夫をした活動をどんどんやれるような仕組みは、これは絶対あると思う。ぜひ次回の更新のときには、その仕組みを考えた上で、1回は公募にかけて、そこにちゃんと競争性を確保した上で、よりよいサービスを提供してくれる主体というのを選定するプロセスをどこかのタイミングで入れたほうが良いと思う。

そういう意味では、今回のところは、そういった制度的な部分でも考えていかないといけないこともあるので、すぐ絶対公募してくださいというのは、なかなか言えない状況にあることも理解した。

(長野委員) 公募の場合、応募者が1社の場合は選定の審査はなくなるのか。

(事務局) 1社でもヒアリング等の審査は行う。

(長野委員) 随意指定の場合はヒアリングの機会がないということか。

(事務局) 随意指定の場合は所管部で審査を行う。

(長野委員) 業者によってそのレベルが違って、今回前半で議論になった交流館なども、地元の協議会が管理するのだが、一応プレゼンテーショ

ンの機会は設定して、例えば市民活動の専門家みたいなアドバイザーに来てもらって、そこでちょっと意見交換をする。その指定管理者委員会でプレゼンして、それ自身が自分たちの活動の振り返りの場にするような仕組みの自治体もある。越谷市は、そのような仕組みになっていないので、その辺はどのように考えているか。

(事務局) 越谷市の指定管理の業者選定の全体的なところになるので、引き続き指定管理者制度全体を所管している部署として、引き続き検討したい。

(長野委員) やはり随意指定する側に来ていただいて、一応プレゼン等の手続を取るのには大事かなと思ひ、何か競争性が発生し得るなら、あるいは次は公募するというような方向性があるようなら、この5年間で準備するのもありなのかなと思ひ、仕様だけ拝見すると、結構これでおもしろいことができるのではないかな。やりたいと提案されていることがあるのではないかな。業者からそういう能力を我々は持っているのだということを、アピールしてもらおう場が必要かなと思ひ。

(事務局) 確かに検討の余地はある。しかしながら、これから公募、あるいは随意指定の手続を行うに際して、スケジュール感としては、その気持ちはあるが、なかなか難しいところがある。今回は申し訳ないが、今後、更新の時期を迎える施設があるのであれば、仕組み作りから検討して準備していきたい。

専門性というお話の中で、例えばプロモーションに関してはつながりを持っているので、再委託という形にはなるが、施設管理公社も十分ノウハウを持ち合わせている。もっとそういった部分をアピールしたらどうなのかという話になれば、確かにその機会も必要かなと思ひるので、今後検討していきたいと思ひ。

(村上副会長) そのような観点でいえば、弓道場もおもしろいところが見込めるなら別ですけれども、無理して公募にしなくてもいいのかなと。

(教育総務部) 結果的に、今も施設管理公社が運営している。実際お聞きすると、パート職員を雇用して交代制で運営している。いろいろな方向性を考えて、公募という選択肢は基本的には外していないが、やはり弓道場といったときに、例えば弓道連盟が、任意の団体で管理運営したいといった場合に、その可能性がある施設なので、こういうふうな形でやったほうがいいのではないのですかと提案があって、ぜひそういう提案でやらせてくださいということであれば、ここもやはりそういった

事業者決定の中にもそういう可能性を入れていかなければいけないのかなというのがあるが、今のところは、そういう弓道連盟や施設管理公社のほうが、打合せ等をやりながら、教室の運営等もやっているの、基本的には今のやり方でも大丈夫かと思っているが、これは公募ということで、複数の会社が来ればプレゼンを聞かせていただいて、よりよい選択ができればと思う。

(菅沼委員)

そもそも指定管理者制度は、行政がやるよりも民間のほうに任せたいほうがいいのではないか、そのほうがよりよい施設管理ができるのではないかということをやっているのだと思うので、基本的には民間のほうで複数のところが手を挙げてくれそうなところを指定管理者として出していくという前提なのではないかと思う。ところが、随意にしてみると、それは行政が絡むと指定管理にする意味があるのかという部分と、逆に民間が手を挙げない施設で、でも市民サービスで行政がやらなければいけないという話だったら、指定管理になるように提案してもらって、その辺のところ、指定管理を選んだ施設とか、これはどういうふうを選択するのか、これは聞いていて分からなかった。だから、逆に指定管理でやるのだったら、基本的に全部公募でいいのではないかという話なのではないか。

(事務局)

基本的には当時の指定管理者制度の目的というのは、公の施設の管理運営を民間にシフトして進めていく事業といった大きな流れが当時はあった。その中で現在指定管理者制度を導入している施設が34施設、実際に対象になる施設は214施設ある。その中には保育所、児童館、図書館等がある。今後指定管理者へ移行しようという施設は、現状としてはあまりない。今の34施設というのは、地方自治法が改正されて、いろいろと検討した中で対象とした施設になる。

ただ、やはり施設の継続性も考えなければならない。併せて利用料金制度、指定管理者側がある程度のメリット・デメリットが協議できるのかどうなのかの視点がある。

もう一つの考え方は、指定管理者が主催するという考え方も当然あるが、施設を軸にして、いろいろな団体に主催してもらうことも考えていきたい。

(長野委員)

随意指定から公募に切り替わるだけの時間がないという話だったが、それならもう少し審査会を早くしたほうが良いと思う。次の指定の手続を踏むときに、随意指定から公募に切り替える、あるいは切り替え

ることを検討する側のタイミングを検討してほしい。

- (事務局) 本日いただいた提案、提言については、今後の審査会を運営するにあたり重要である。意見なしとして審査会が終わったとしても、今後委員が変わったとしても課題として受け継いでいき、書面化していこうと考えている。

【決定事項】

- ・教育総務部が所管する施設の指定期間満了に伴う指定管理者については、意見なしとする。

3 その他

- ・今後の日程について、事務局から説明を行った。

4 閉会

- ・村上副会長から閉会の挨拶